

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市予防接種健康被害調査会条例

(設置)

**第1条** 予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種その他の本市が実施する予防接種をいう。以下同じ。）に起因して発生した疑いのある健康被害（以下「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理について調査するため、高松市予防接種健康被害調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 調査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について医学的見地から調査する。

- (1) 健康被害と予防接種との因果関係に関すること。
- (2) 健康被害の原因及び責任の所在の究明に関すること。
- (3) 健康被害に対する措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康被害に関する事項

(組織)

**第3条** 調査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係医師会から推薦を受けた医師
- (2) 市保健所長
- (3) 市職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第5条** 調査会に、健康被害の調査のため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、健康被害の事例発生の都度、健康被害に関し専門的知識を有する医師のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事例に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

**第6条** 調査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 調査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 調査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 臨時委員は、当該事例について会議を開き、議決を行う場合には、第2項及び第3項の適用については、委員とみなす。

(庶務)

**第8条** 調査会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年11月30日までとする。

(招集の特例)

3 この条例による最初の調査会の会議及び委員の任期満了後における最初の調査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。